

平成29年度児童扶養手当所得制限限度額

単位：円

源泉徴収票 または確定申 告書控えに 記載された扶 養人数	請求者本人		孤児等の養育者・配 偶者・扶養義務者の 限度額 (カッコ内は給与収入目安)
	全部支給限度額 (カッコ内は給与収入目安)	一部支給限度額 (カッコ内は給与収入目安)	
0人	(920,000) 190,000 未満	(3,114,000) 190,000 以上 1,920,000 未満	(3,725,000) 2,360,000 未満
1人	(1,300,000) 570,000 未満	(3,650,000) 570,000 以上 2,300,000 未満	(4,200,000) 2,740,000 未満
2人	(1,717,000) 950,000 未満	(4,125,000) 950,000 以上 2,680,000 未満	(4,675,000) 3,120,000 未満
3人	(2,271,000) 1,330,000 未満	(4,600,000) 1,330,000 以上 3,060,000 未満	(5,150,000) 3,500,000 未満
4人	(2,814,000) 1,710,000 未満	(5,075,000) 1,710,000 以上 3,440,000 未満	(5,625,000) 3,880,000 未満
5人	(3,357,000) 2,090,000 未満	(5,550,000) 2,090,000 以上 3,820,000 未満	(6,100,000) 4,260,000 未満
以下、1人 増えるごと	380,000 加算	380,000 加算	380,000 加算

◆所得制限限度額に加算する額

(1)請求者本人の場合

- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ②控除対象扶養親族 16 歳以上 19 歳未満、特定扶養親族 19 歳以上 23 歳未満  
1人につき15万円（上記の年齢については、平成 28 年 12 月 31 日現在）

(2)孤児等の養育者・配偶者・扶養親族の場合

老人扶養親族1人につき6万円(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円)

◆所得に加算する額

前年 1 年間(1 月～12 月)に受け取った養育費の8割

◆所得から控除する額

1. 障害者控除……………270, 000円
2. 特別障害者控除……………400, 000円
3. 寡婦(寡夫)控除……………270, 000円
4. 特別寡婦控除 ……………350, 000円
5. 勤労学生控除 ……………270, 000円
6. 配偶者特別控除、雑損控除、医療費控除、免税牛、開墾地、小規模企業共済については  
課税台帳上の金額(源泉徴収票または確定申告書に記載された金額)を控除する
7. 社会保険料相当額 …… 80, 000円

**支給日**

4月、8月、12月の11日  
に、前4か月分を支給

**支給月額**

全部支給：42,290 円  
一部支給：所得による

★一部支給額計算式 (H29.4～)

$$42,290 - \{ (\text{控除後の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0186705 \} = \text{一部支給月額}$$

※全部支給額

※扶養人数に応じた、全部支給のときの限度額